

岩井高等学校の運動部活動に係る活動方針

1 運動部活動の基本的な考え

- 運動部活動は、学校教育の一環として実施する教育活動であり、生徒にとって豊かな学校生活を経験する有意義な活動であとも、体力の向上や健康増進にも極めて効果的な活動であることから、学校の教育目標に基づき今後も計画実施する。
- 全職員の共通理解下、生徒のバランスのとれた生活と成長に配慮するとともに、運動部顧問の指導に係る業務適正化が図られよう、学校として組織力を高めながら、学校全体の教育活動として適切な運動部活動の運営を図っていく。

2 運動部活動の熱中症対策

- 気象庁の高温注意情報が出された場合、屋内外を問わず活動を中止する。

3 運動部活の休養日設定

- 学期中は週当たり1日以上を休養日とする。また、週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。
- 長期休業中に、長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。

4 運動部活動の活動時間

- 1日の活動時間は、平日は2時間程度、休業日は4時間程度とする。

5 運動部活動の朝の活動

- 原則として、朝の活動は行わない。

6 学校単位で参加する大会等の見直し

- 校長は、茨城県高等学校体育連盟、茨城県高等学校野球連盟等が定める参加する大会数の上限の目安等を超えることがないように、参加する大会等を精査する。

7 文化部の活動

- 県運営方針の「2 適切な運動部活の運営ための体制整備」及び「4 適切な休養日等の設定」について準じた取扱をする。